

弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所破産問題 110 番
実施に関するお知らせ

2020（令和2）年7月31日
沖縄弁護士会消費者問題対策特別委員会
委員長 高 良 祐 之

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の活動にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

既に報道されているとおり、全国を対象に広告活動（テレビCMや地方相談会）を展開し、数万件規模の債務整理事件及びB型肝炎事件等の依頼を集めていた弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所が、6月24日、第一東京弁護士会による破産手続開始申立に基づき、東京地方裁判所により、破産開始決定を受けました。

同弁護士法人は、全国規模で数千人にのぼる依頼者を集めていた一方で、これらの事件を受任したまま業務を停止していたことが判明しており、沖縄県内においても、回収済みの過払金返還を受けていない、依頼した事件がどうなっているか分からない、といった問題が発生しており各所の相談窓口に複数の相談が寄せられている状況です。

こうした情勢を踏まえて、各地の弁護士会や、弁護団による電話相談が予定されているようですが、この度沖縄弁護士会でも「弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所破産問題事案に関する電話相談110番」を実施することとしました。日程は、下記の通りです。

消費者問題関係機関の皆様におかれましては、110番の実施を広く周知していただきたいと考えております。

お忙しいところ恐れ入りますが、何卒宜しく願いいたします。

記

弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所破産問題 110 番

日時：2020（令和2）年

8月12日（水）（午前10時から午後5時）

電話番号 098-860-5015

以上